

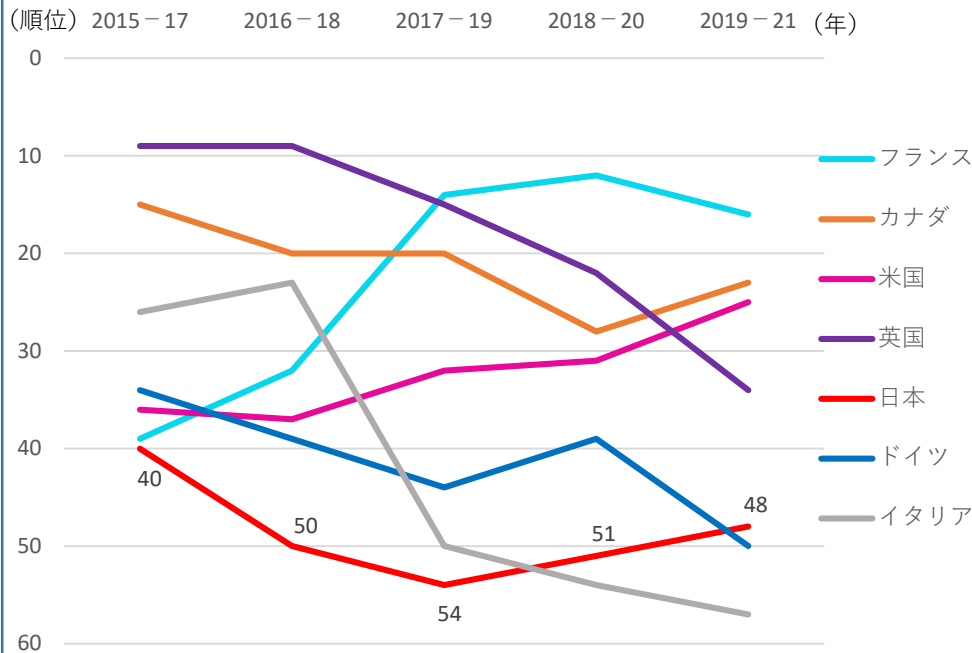
参考資料

内閣官房 孤独・孤立対策担当室

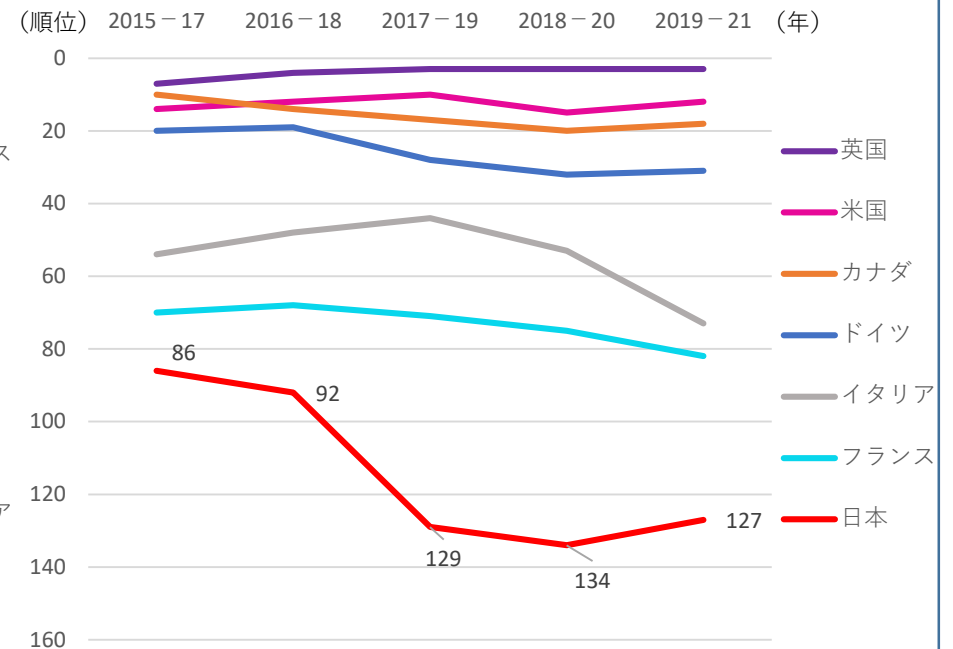
世界幸福度報告（社会関係資本に関する指標）

- 国連の「世界幸福度報告（World Happiness Report）」において、幸福度に影響を与える要因のうち「社会的支援」と「寛容さ」については、社会関係資本に関する指標と見なされることが多い。
- 日本は、「社会的支援」については近年50位前後で推移しており、G7の中では下位グループに位置している。また、「寛容さ」については近年130位前後で推移しており、G7の中では最も順位が低い。

「社会的支援」に関する指標の国別順位の変遷



「寛容さ」に関する指標の国別順位の変遷



(備考)

1. 国連「世界幸福度報告（World Happiness Report）」より作成。「社会的支援（Social support）」は、「困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか、いないか」という二者択一の質問への回答を平均したもの。「寛容さ（Generosity）」は、「過去1か月間に慈善団体に寄付をしたか」という質問への回答の平均を一人当たりGDPで調整したもの。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

(1) 分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1 「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3 「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

(2) 孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ

- ・孤独・孤立対策に関する実務者が日々の実践から感じる現状や課題に対する対応策を議論。
- ・R4.3.30 ワークショップ 「“多様な各種の居場所“の多様性と種別について」を開催

(3) 自治体実務相談事業

- ・孤独・孤立対策の専門家が現状を聞き取り、実現可能な方向性をともに考え、助言

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

- より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度内に複数回開催予定。
- ・R4.6.21 第1回 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」
- ・R4.10.26 第2回 「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で3月下旬から週1回程度発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施（令和4年度）など

体制

※会員数339団体
(令和4年10月1日時点)

会員 (213)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (106)

経済団体、地方自治体など
本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市
は全て会員登録済

賛助会員 (20)

民間団体・助成団体等など
本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会

- 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。
- 「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、まずは以下の3つのテーマの分科会を設置。

分科会1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討

- 【目標】 「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、
- ・制度を知らない層：当事者が利用できる必要な支援情報が届くようにする
 - ・制度は知っているが相談できない層：スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す
 - ・相談者となる層：様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る

分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理

- 【目標】 ・国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の整理、各主体間の連携の姿の提示
- ・足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案 など

分科会3 「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討

- 【目標】 ・統一的な相談支援体制の構想に関する論点整理
- ・相談支援機関間の連携強化
 - ・相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理
 - ・「相談」と「支援」のつながりの姿・仕組みの提示
- （※ 総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」と連携しつつ、検討等）

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、「**支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会**」に向けて、「**孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方**」を検討。
(※方針(1) : 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査 (R3)」の結果を踏まえ、以下の**3つの視点から課題と対応策を検討**。
 - ① **制度を知らない層**
 - ② **制度は知っているが相談できない層**
 - ③ **相談者 (相談を受ける人) になりうる層**

3. 現状と課題

&

4. 対策案

※ **対策案**については、**速やかに取り組むことが基本**であるが、**中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる**。

① 制度を知らない層

- 当事者や家族に必要な情報が届くよう、**制度・情報に触れる機会の増加**が必要
- 「**プッシュ型**」、「**アウトリーチ型**」による**予防的な関わり**強化 (※転入・転出、母子健康手帳交付時等)
 - 制度や相談先の情報サイトやポータルサイト等を公共機関等のHPに掲載
 - 検索連動型の広告・ポスター
 - **孤独・孤立対策強化月間・週間**
 - 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

② 制度は知っているが相談できない層

- 相談ハードルを下げる**、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**ことが必要
- 制度や相談機関と接する機会の増加
 - **申請負担感の削減** (**オンライン化**等)
 - イベントやキャンペーンによる効果的な周知
 - 孤独・孤立対策強化月間・週間
 - **制度活用は権利**であることの**認識周知**
(例 : アウティング防止、「主訴がわからない= どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
 - **行政と民間団体の連携**促進 等

③ 相談者 (相談を受ける人) になりうる層

- 社会的理解や関心**、関われるタイミングやきっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要
- 身近な**実践者の事例紹介**
 - 様々なライフステージにて支え手になる方法を学ぶ活動の実施
 - **認知症体験者養成事業**のような**仕組み創設**
(※2005年開始、1,391万人 (R4.6末)、全国統一のテキストによる90分程度の講座)
 - **ゲートキーパー**等の**既存の取組を推進**
 - コーディネートやサポート体制の整備 等

④ その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態 (実態調査の結果等) を基礎知識として備えておくことが必要。
- **地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4.対策案」は、**広く官民が連携**し、**相談者になりうる層の育成を基盤**にして孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- **分科会 1**としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。
- なお、「**プッシュ型**」「**アウトリーチ型**」の**支援**については、**分科会 2、分科会 3**の議論とも連携しながら検討。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会2：きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方

中間整理の概要

令和4年11月9日

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることで、**切れ目なく息の長いきめ細かな支援**（①）や、**地域における包括的支援**（②）を推進するため、**各主体の役割や責務**（③）、**各主体間の連携**（④）の在り方を整理

社会背景

○ 「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている

単独世帯:16.5%（1960年）→38%（2020年）、39.3%（2040年(推計)） / 非同居家族や友人との直接対話：全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

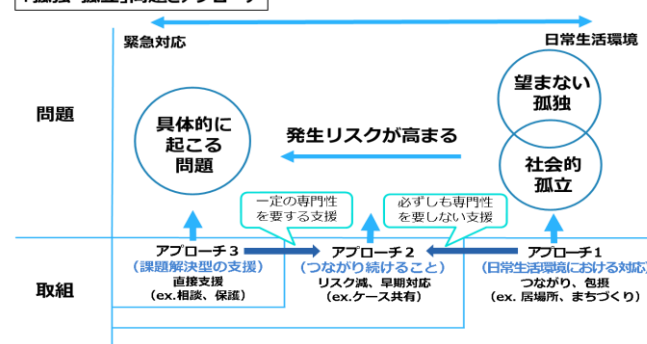
○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

⇒ 孤独・孤立に対し、**どのように支援を届けられるか**。孤独・孤立に至る前に、**どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか**。

何を行っていくべきか（①）

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「**きめ細かな**」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「**切れ目なく**」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「**息の長い**」支援が求められる。
- 「**課題解決型の支援**」と「**つながり続けること**」を両立させることが、**セーフティネットの構築**である。
- 緊急時対応のみならず、「**日常生活環境における対応**」が**予防や早期対応の観点からも重要**。
 - ・ 緊急時対応を中心とした**他分野・他施策の基盤の強化**にもつながる。
 - ・ **当事者を含め広く多様な主体**が関わるようにし、**人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成**されていくような「**豊かな地域づくり**」を進めていくことが重要。

「孤独・孤立」問題とアプローチ



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか（②）

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど 【主体】国、地方(特に基礎自治体)、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の**人材の確保・育成・支援、分野を超えた連携体制**。ケースに応じて、**地域を超えた支援体制**により当事者等を受け入れる環境整備。
 - 複数の主体が関わって支援を行う際に**情報共有**。**DXの視点**（デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等）も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか（③④）

制度内	【国(地方)】 各府省の施策に孤独・孤立対策の視点 、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた 地方自治体の取組の後押し
制度外	【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】 日常の様々な分野 （文化芸術、スポーツなど）で「 ゆるやかな 」つながりを築けるような場づくりを 多様な形で推進 【国、地方】「 つながり 」の場づくり 自体を施策として評価 、本来の政策目的による施策を推進して 取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価 【行政、民間】 市民による自主的な活動やボランティア活動 について、 活動の活性化や参加意識の向上 を促進
制度内外の境界	【行政、民間】 強みを活かす形で適切な組合せ により対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に 官民で対話
連携	【行政、民間】 対等なパートナーシップの構築 （行政を中核とした「 垂直型連携 」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「 水平型連携 」）

※ 施策・事業の運用改善などについて、引き続き議論

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 孤独・孤立問題の深刻化に備え、地方自治体でも支援団体の連携による対応が急務。一方、複合的事案が多く、既存の政策的対処では困難であり、地方自治体の取組に大きな差が見られる。
- 本事業は、地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点などを報告書にまとめ、全国の地方自治体に共有することで、孤独・孤立対策の取組強化を目指す。

実施体制

- 地方自治体は、地域の実情を踏まえ、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方自治体の活動をきめ細かく側面支援し、調査・分析を実施。

実証事業

各自治体の現状に応じ実施（◎は必須）

- 官民連携プラットフォームの設置 ◎
- 地域住民への周知、情報発信 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 地域内の実態把握と相互理解
- 人材確保・育成を目指す研修実施

地方自治体の孤独・孤立対策の取組を強化

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業

取組団体（地方自治体）一覧（計29団体（都道府県・政令市:12、市町村:17））

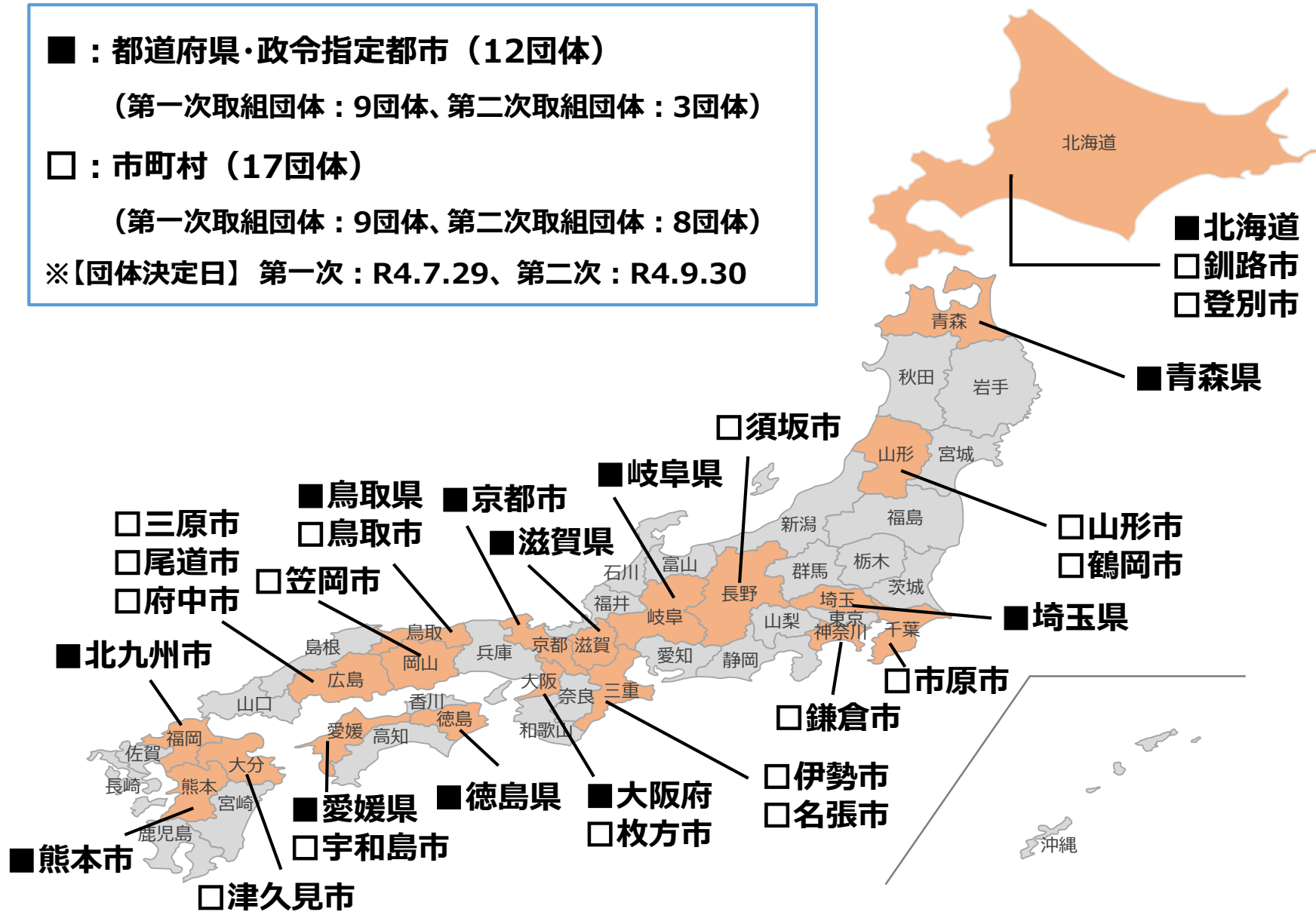
■：都道府県・政令指定都市（12団体）

（第一次取組団体：9団体、第二次取組団体：3団体）

□：市町村（17団体）

（第一次取組団体：9団体、第二次取組団体：8団体）

※【団体決定日】 第一次：R4.7.29、第二次：R4.9.30



孤独・孤立相談ダイヤル（統一的な相談窓口体制の推進）

- 長引くコロナ禍や物価高騰等を踏まえ、**孤独・孤立で悩む方へのきめ細やかな対応**が課題。
- 孤独・孤立に関する**個人の悩みは複雑化・多様化**。一方、**相談窓口は分野やエリアに応じた様々なもの**が存在。
- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、**NPOなど関係団体が連携して、統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制（「孤独・孤立相談ダイヤル」#9999）や**相談と支援をつなぐ連携の強化**を試行中。**

実施体制

- 官民連携プラットフォームの担当幹事団体が本試行の実施に向けて企画、検討。
- 相談対応、地域での支援については、官民連携プラットフォーム加入団体が協力。
- 関係省庁、電気通信事業者、各自治体、警察、自立相談支援機関等の協力を得て実施。
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。

実施状況（予定）

7月7日～7月14日	第1期試行
8月30日～9月6日	第2期試行
今秋以降（関係者調整中）	第3期試行
年内	分析、検証、報告書作成

※報告書公表後、プラットフォーム分科会で今後の方策の検討

第1期の状況

- 呼出件数：**14,678件**、接続完了：**3,823件**、**応答率：26.0%**
- **利用者が選択した分野は、以下の順。**
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
- 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が8割。
- 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

第2期の体制（第1期からの改善）

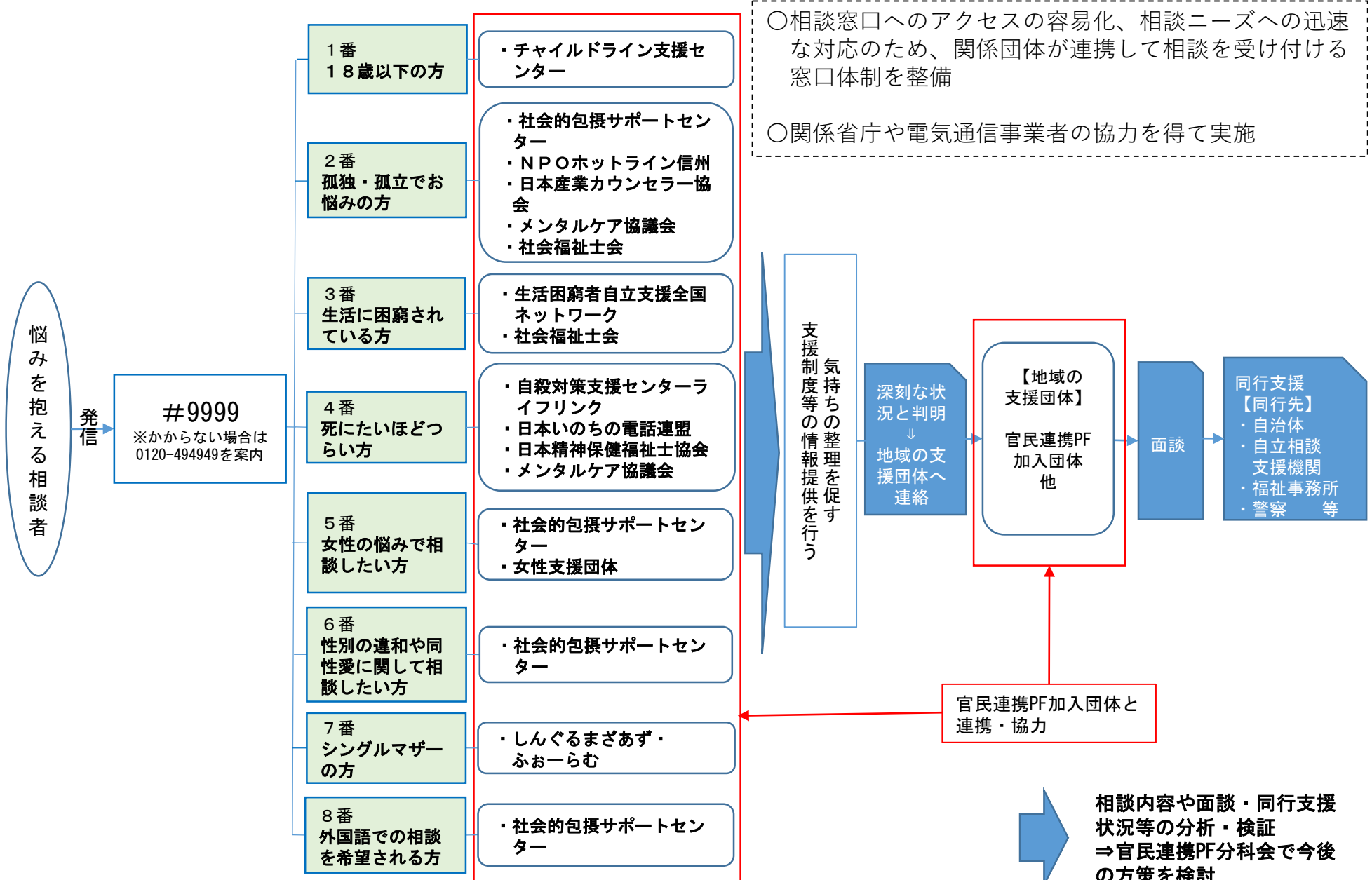
- **新たに社会福祉士会が参加**。相談窓口の**協力団体は12団体**に。
- 相談ニーズが高く、応答率の低かった分野（「**孤独・孤立での悩み**」「**生活困窮**」）の**相談体制を強化**。
（※両分野の協力団体として社会福祉士会が新たに参加。「孤独・孤立での悩み」を担当する日本産業カウンセラー協会が1回線から2回線増。）
- **音声ガイダンスの順番を変更**。
（※1番「18歳以下の方」、2番「孤独・孤立でお悩みの方」に変更）

第2期の状況

- 呼出件数：**10,353件**、接続完了：**1,998件**、**応答率：19.3%**
- **利用者が選択した分野は、以下の順。（第1期と同様の傾向）**
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- **応答率**は、**孤独・孤立：27.3%（10.5%）**（※（ ）は第1期）
死にたいほどつらい気持ち：78.6%（86.9%）
生活困窮：47.1%（12.6%）
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

⇒ **統一的・総合的な相談支援体制の本格実施に向け、取組を継続**

「孤独・孤立相談ダイヤル#9999」試行（第2期：8/30～9/6）イメージ図



・相談記録
・マニュアル等の共有

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（2）包摂社会の実現

（孤独・孤立対策）

「孤独・孤立対策の重点計画」⁵⁸の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。実態調査結果を踏まえた施策の重点化と「予防」の観点からの施策の充実を図り、重点計画に適切に反映する。いわゆる「社会的処方」の活用、ワンストップの相談窓口の本格実施に向けた環境整備、食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減、ひきこもり支援に資する支援策の充実とともに、アウトリーチ型のアプローチや同世代・同性の対応促進のための取組を推進し、確実に支援を届ける方策を講ずる。官民一体で取組を推進する観点から、国の官民連携プラットフォームの活動を促進し、複数年契約の普及促進等によりNPO等の活動を継続的にきめ細かく支援するとともに、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む。あわせて、支援者支援など孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動への支援を促進する方策の在り方を検討する。

若者・女性の自殺者数の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援など、見直しが予定されている「自殺総合対策大綱」⁵⁹に基づき、自殺総合対策を推進する。

⁵⁸ 令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定。

⁵⁹ 平成29年7月25日閣議決定。